

地方公共団体における環境配慮契約に関する アンケート調査結果について（概要）【速報版】

1. 調査目的

地方公共団体は、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有することから、地方公共団体が自ら率先して環境配慮契約を推進することは、我が国全体の環境配慮契約への転換を促すことにつながるものと期待される。環境配慮契約法第4条¹においても地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となるアンケート調査を実施した。

2. 調査の概要

（1）調査対象

すべての地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、23特別区、769市、746町、184村。計1,789団体（本年4月1日現在））の総務・出納担当、環境担当または公共工事担当部局

（2）調査期間

平成25年8月19日から9月13日（10月4日時点での有効票を対象）

¹ 環境配慮契約法第4条：「地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする」

(3) 調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答
(各団体固有の ID 及びパスワードを発行)

(4) 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

3. 調査結果の概要

(1) 回収結果

団体規模別の回収状況(10月4日時点)は、下表のとおり。

表1 団体規模別の回収状況

	発送数	回収数	回収率(%) [10/4 時点]	24 年度 回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	59	88.1	100.0
区市	792	665	84.0	84.2
町村	930	677	72.8	68.8
合計	1,789	1,401	78.3	76.7

注1：郵送による回収は308件(22.0%)、インターネットによる回収は1093件(78.0%)

注2：過去の回収率は、23年度71.4%、22年度76.7%

(2) 地方公共団体における環境配慮契約の取組状況

地方公共団体における環境配慮契約の取組状況等に関する回答結果の概要は、以下のとおり(詳細については[参考](#)参照。以下同じ)。

- 環境配慮契約法の認知度は、平成20年度の法施行以降、「聞いたことがない」との回答は大きく減少してきたが、理解度の向上は微増にとどまっている(図1参照)
- 環境配慮契約の進展状況は、昨年度から大きな変化はなく、何らかの進展があったとする回答は全体の6%程度にとどまる(図2参照)
- 「契約方針」の策定状況は、全体の11.3%が「策定済み」と回答し、昨年

度の 10.1%から微増している。一方、「策定予定なし」との回答は、全体の 7 割近くを占めている。区市、町村においても、策定団体数は着実に増加しているものの、「今後策定予定」あるいは「今後策定したい」との回答が 2 割程度で推移し、頭打ちの状況（図 3 参照）

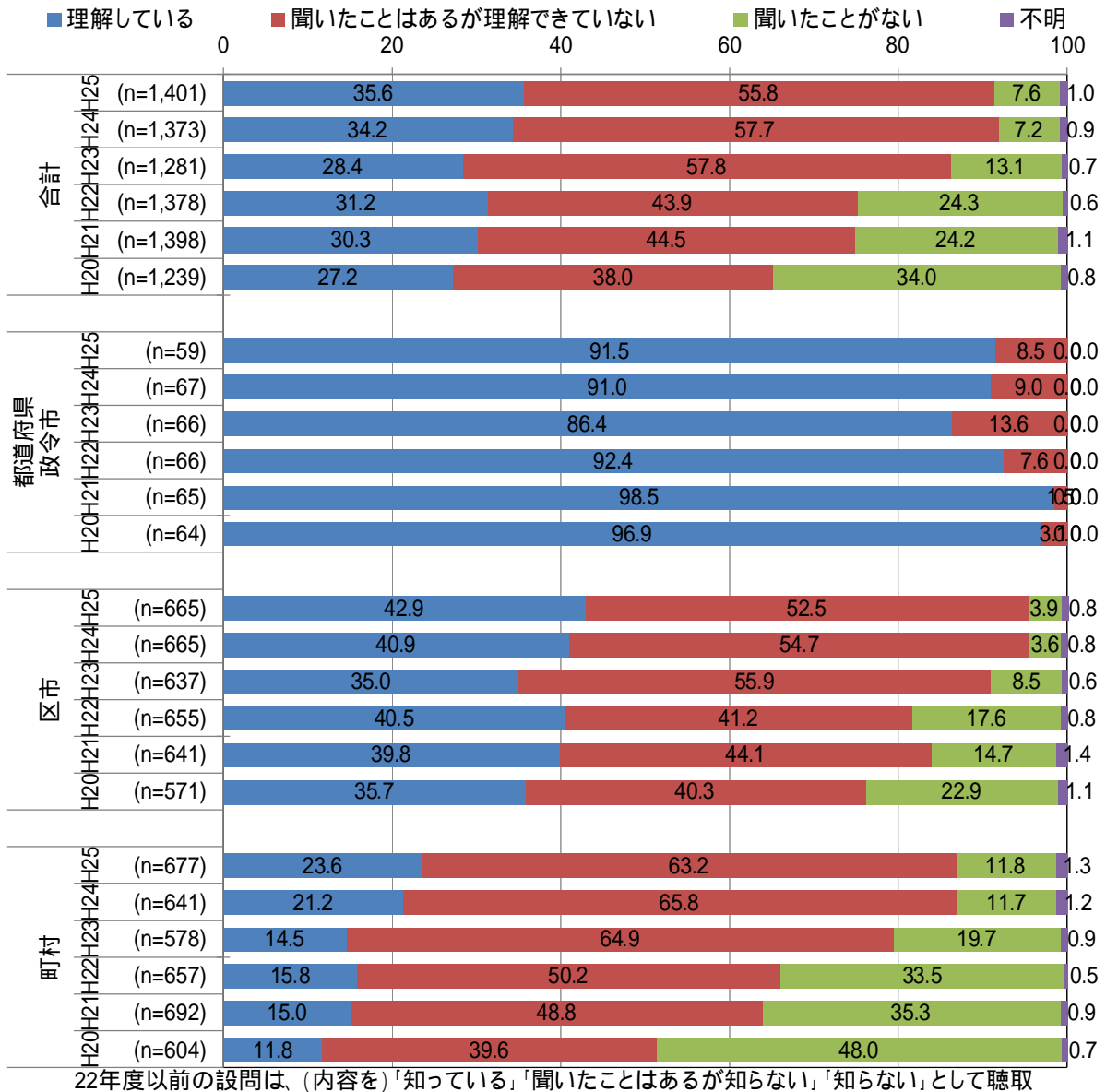


図1 環境配慮契約法の理解度（過去6年の推移）

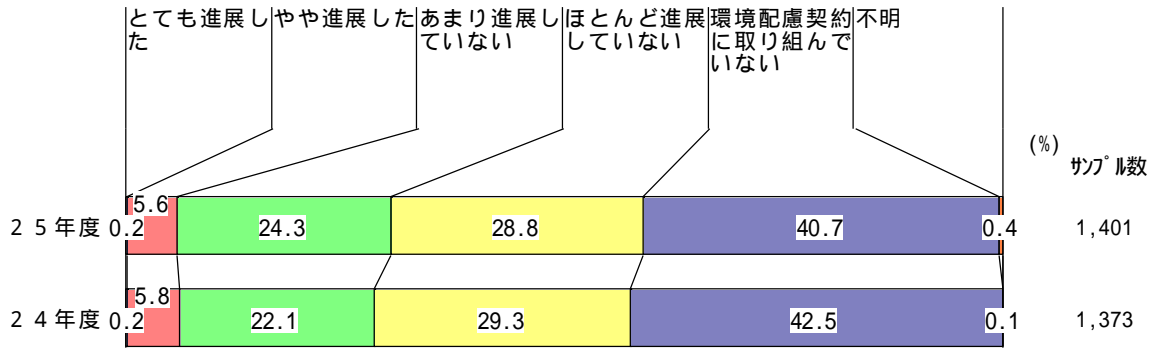
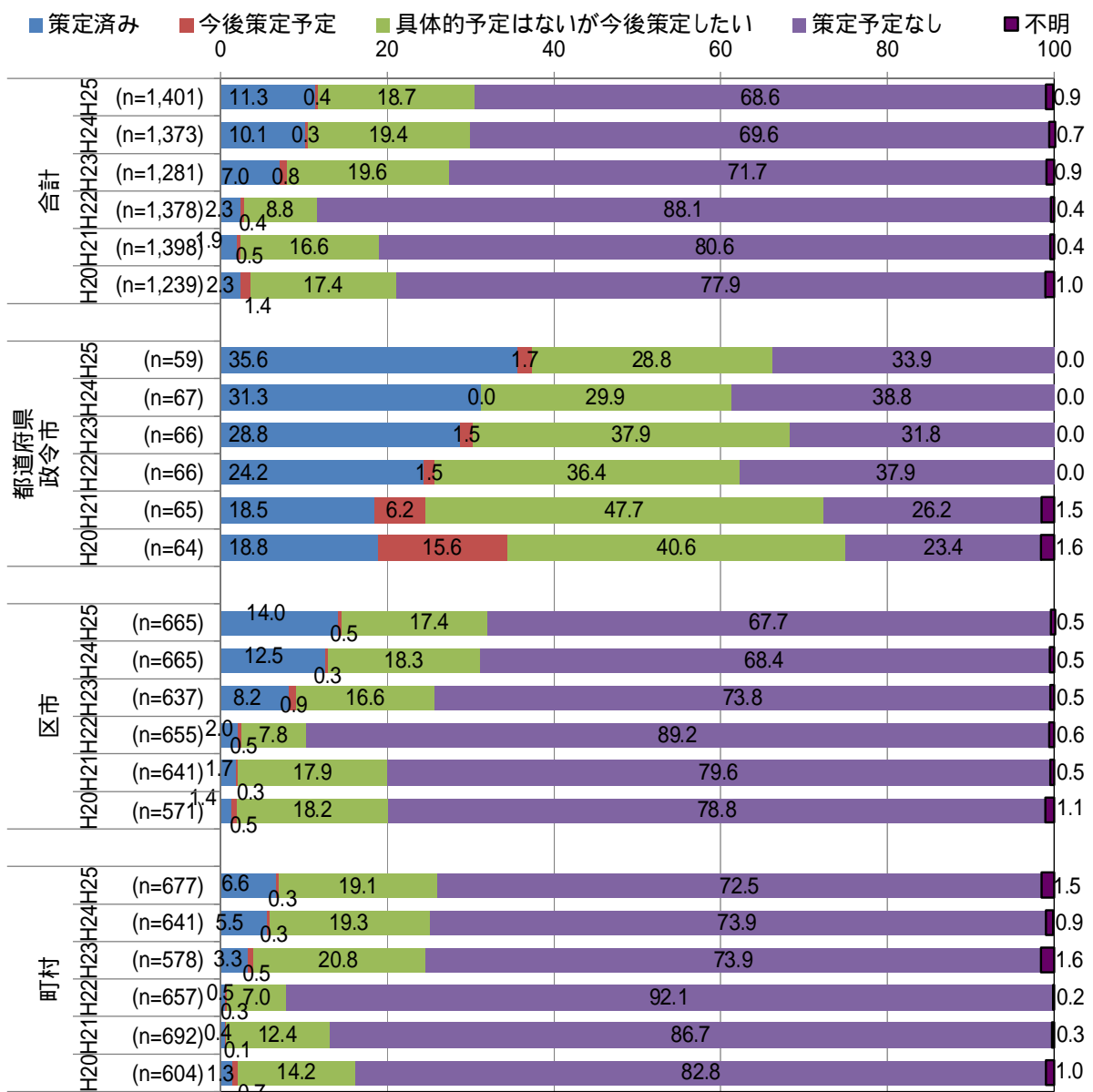


図2 環境配慮契約法の進展状況



23年度は「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」、22年度以前は「現時点では、環境配慮契約に取り組むかどうか分からない」として聴取

図3 「契約方針」の策定状況（過去6年の推移）

(3) 契約類型別の環境配慮契約の取組状況

契約類型別にみた環境配慮契約の取組状況等に関する回答結果の概要は、以下のとおり。

- 「電気の供給を受ける契約」、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」など、昨年度に比べて取組状況に大きな変化はなく、全体として「取り組む予定はない」が多い(図4、5、6、8参照)
 - ◇ 「電気の供給を受ける契約」については、区市、町村では8割が随意契約を実施している(参考p14)
 - ◇ 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」は、都道府県・政令市でも「取り組む予定はない」が8割に達している(参考p16)
- 「ESCO事業に係る契約」は、ESCO事業の実績があったとした回答が5.2%、ESCO事業以外の省エネに係る工事は8.2%、全体としては、「実績がない」が9割近くとなっている(図7参照)
 - ◇ 都道府県・政令市では、半数が「実績あり」と回答している(参考p20)
- 新たに契約類型に追加された「産業廃棄物の処理に係る契約」については、現状として「競争入札には一件も付していない」との回答が8割近く、「競争入札に付した契約がある」との回答は、全体の2割に留まっている(図9)
 - ◇ 都道府県・政令市では6割、区市では3割が「競争入札に付した契約がある」と回答している(参考p26)

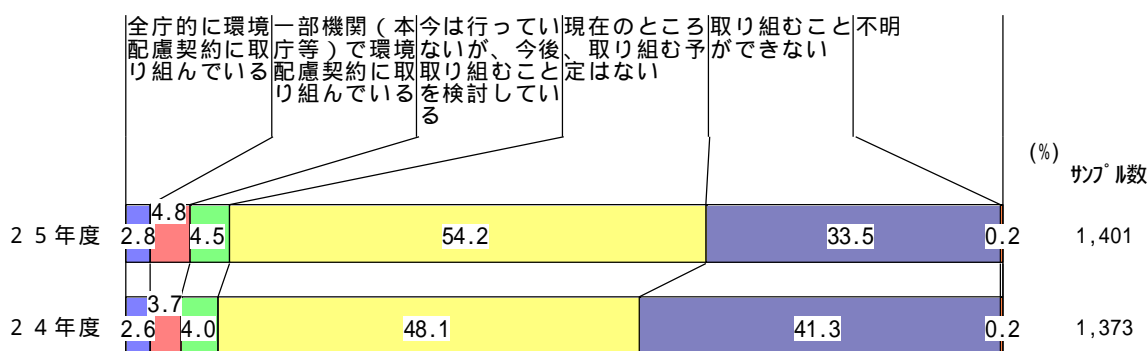


図4 「電気の供給を受ける契約」取組状況

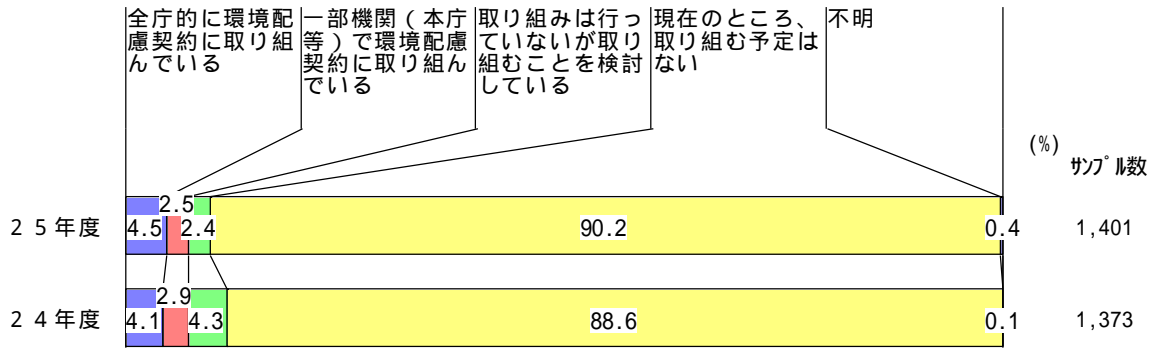


図5 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」取組状況

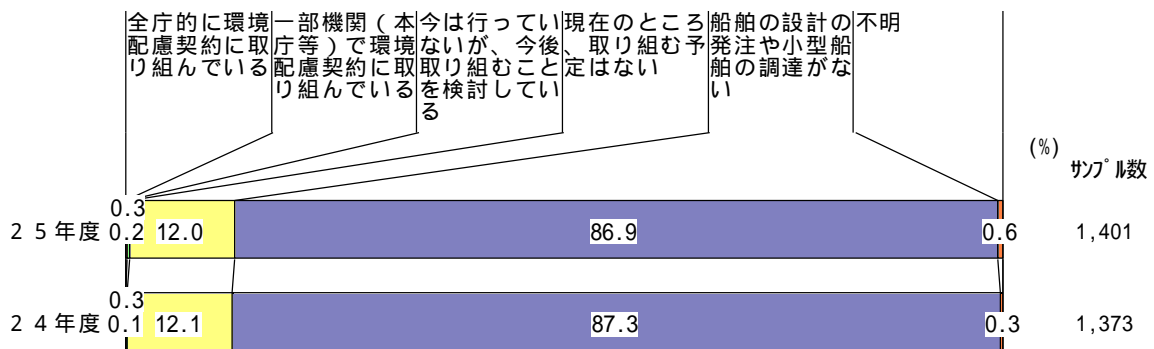


図6 「船舶の調達に係る契約」取組状況

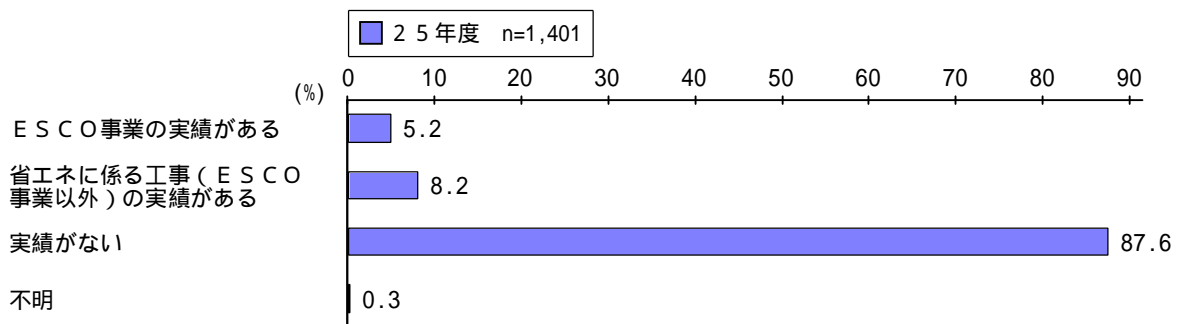


図7 「ESCO事業に係る契約」実施実績

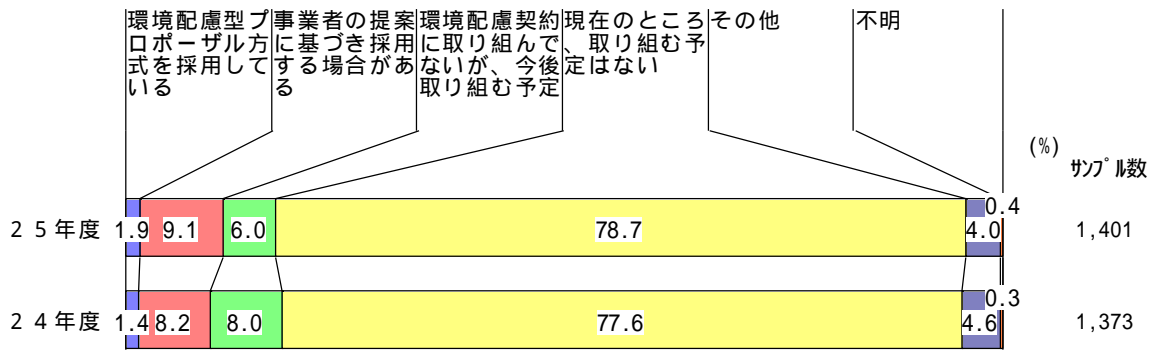


図8 「建築物の設計に係る契約」契約状況

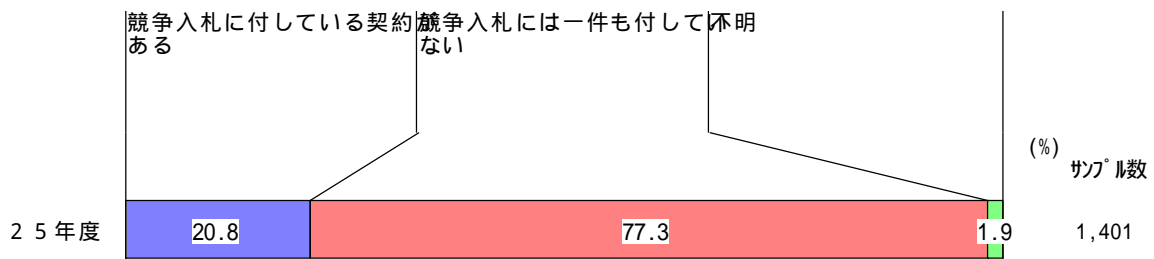


図9 24年度産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法

(4) 地方公共団体における環境配慮契約の阻害要因

地方公共団体における環境配慮契約の阻害要因は、以下のとおり。

- 全体として「人的余裕がない、担当者の負担増」が最も大きい要因として挙げられ、次いで「財政的な余裕がない」となっている（図10参照）
- ◇ 全体として高い要因は、規模の小さな団体において多く選択されている。規模の大きな団体では「環境負荷低減効果やメリットがわかりにくい」、「評価基準や評価項目、配点等の基準設定が難しい」等が高くなっている（参考 p28）

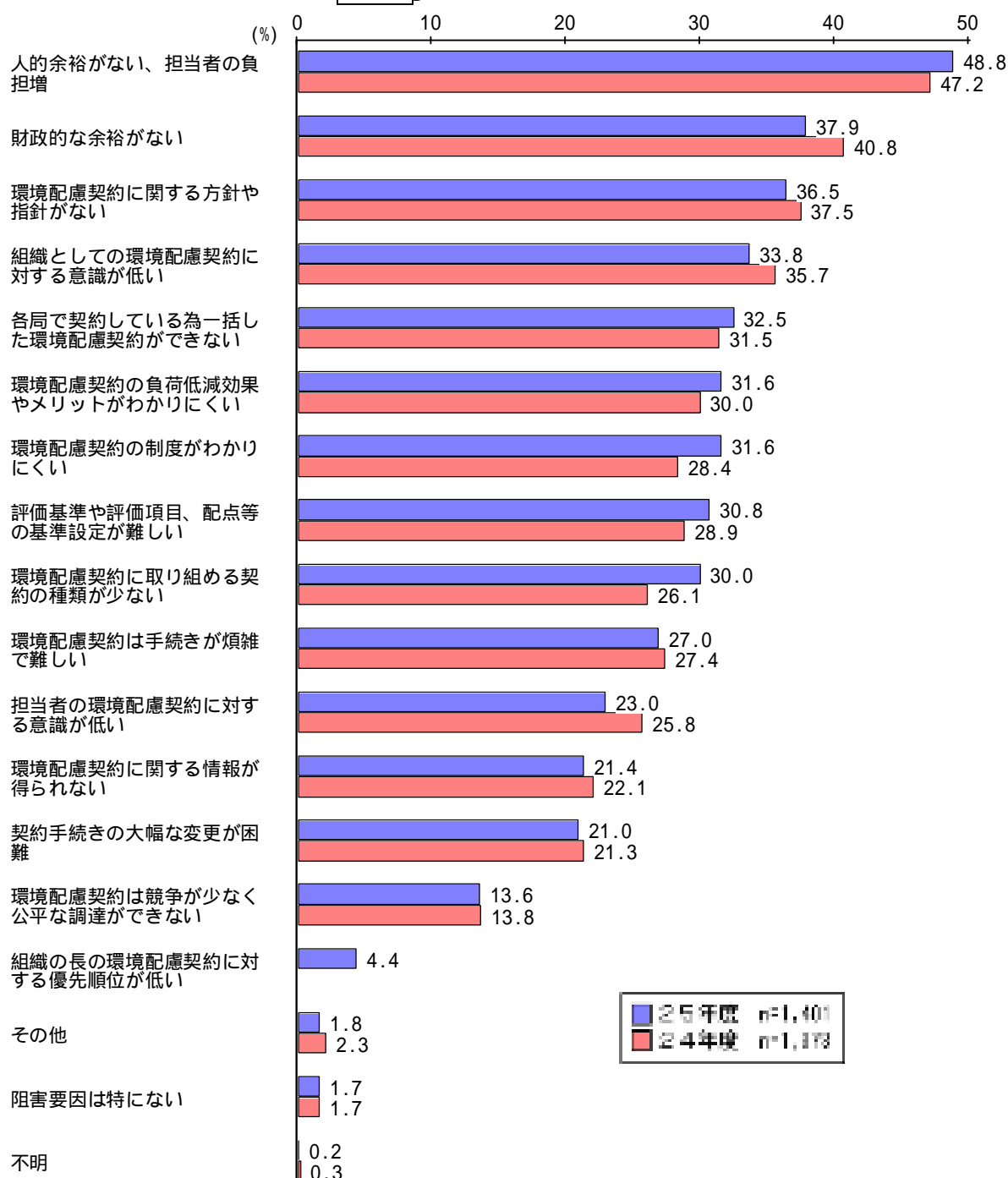


図10 「環境配慮契約」阻害要因（25年度回答で並べ替え）

契約類型別にみた阻害要因は、以下のとおり。

- 「電気の供給を受ける契約」では、「電力の安定供給」を懸念する回答が多く寄せられている（図 11 参照）
- 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」では、「年間調達台数が少ないため、必要性を感じられない」が 5 割にのぼっている（図 12 参照）
- 「船舶の調達に係る契約」では、「年間調達隻数が少ないため、取り組む必要性を感じられない」との回答が 6 割を占めている（図 13 参照）
- 「ESCO 事業に係る契約」では、「制度自体が理解できていない」、「多額の初期投資を予算化することが難しい」が 3 割を超えている（図 14 参照）
- 「建築物の設計に係る契約」では、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」、「技術提案のなかに、どのような環境配慮項目を設定したらよいか、わからない」が 4 割近くに達している（図 15 参照）

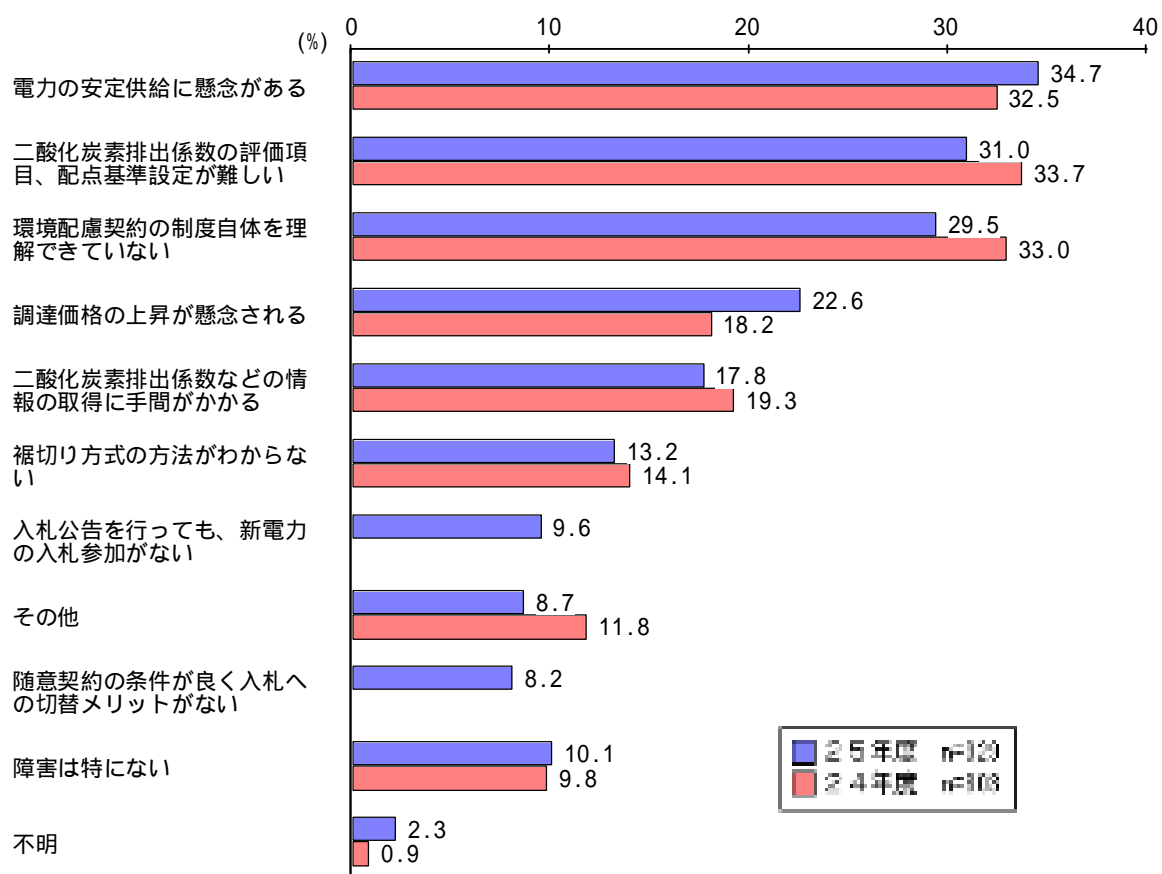


図 11 「電気の供給を受ける契約」阻害要因

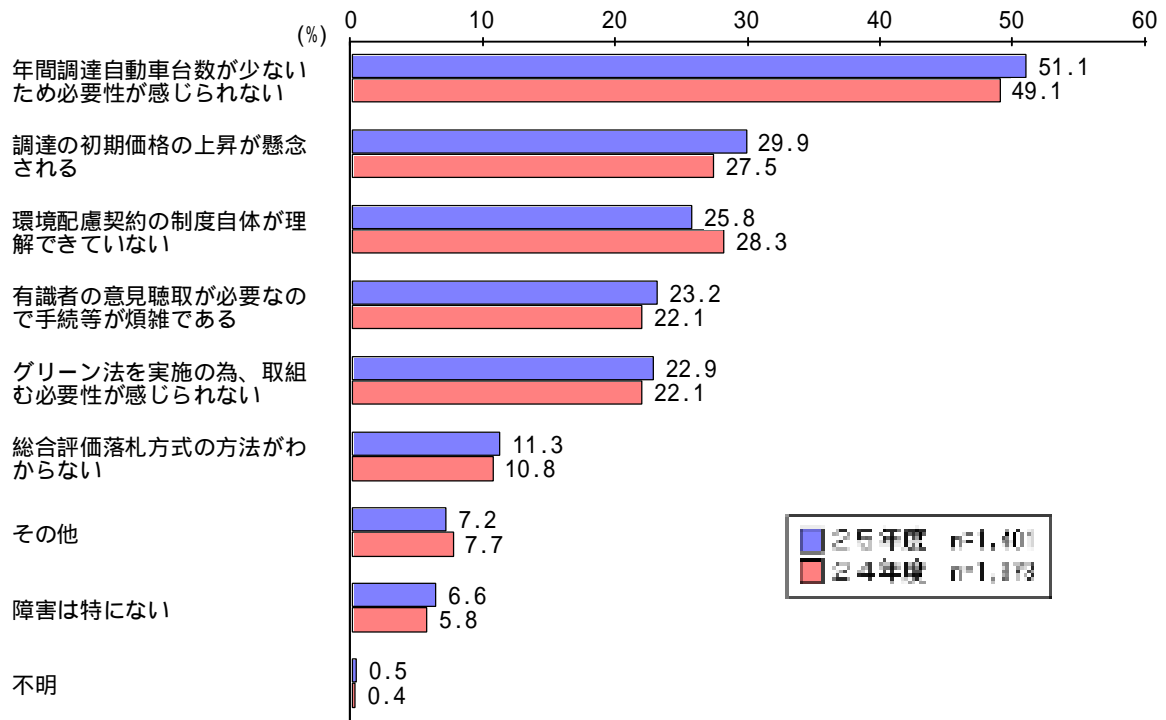


図12 「自動車の購入・賃貸借に係る契約」阻害要因

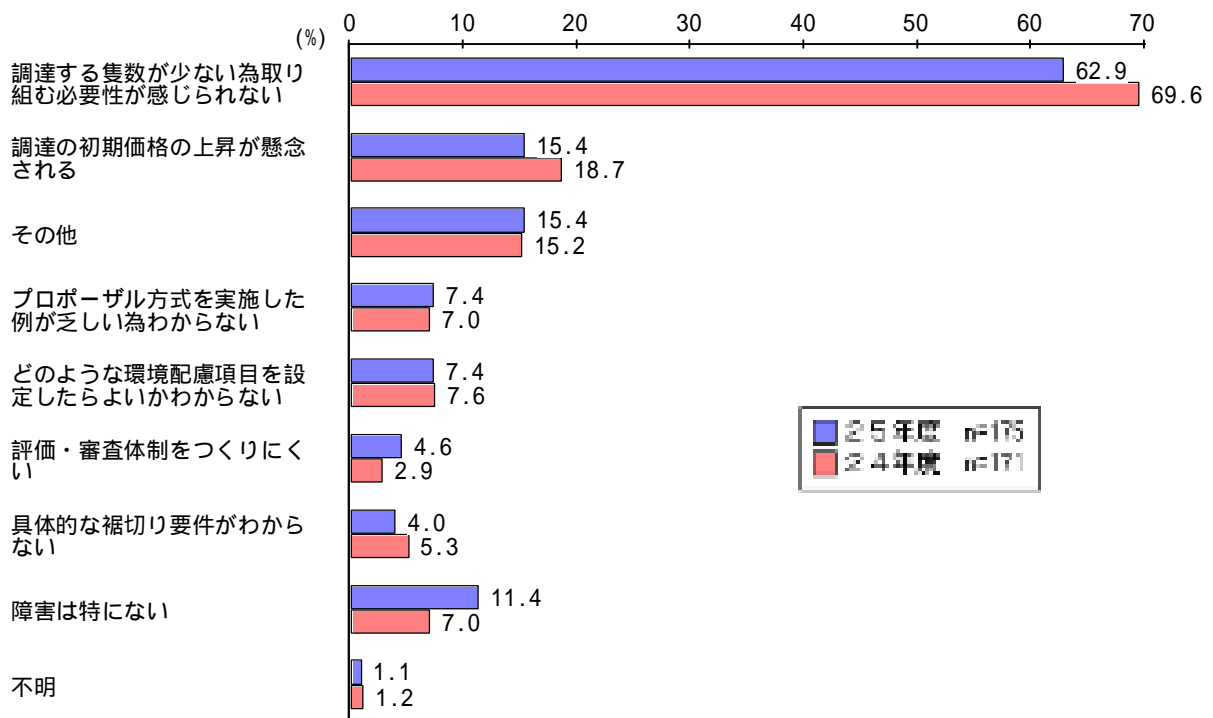


図13 「船舶の調達に係る契約」阻害要因

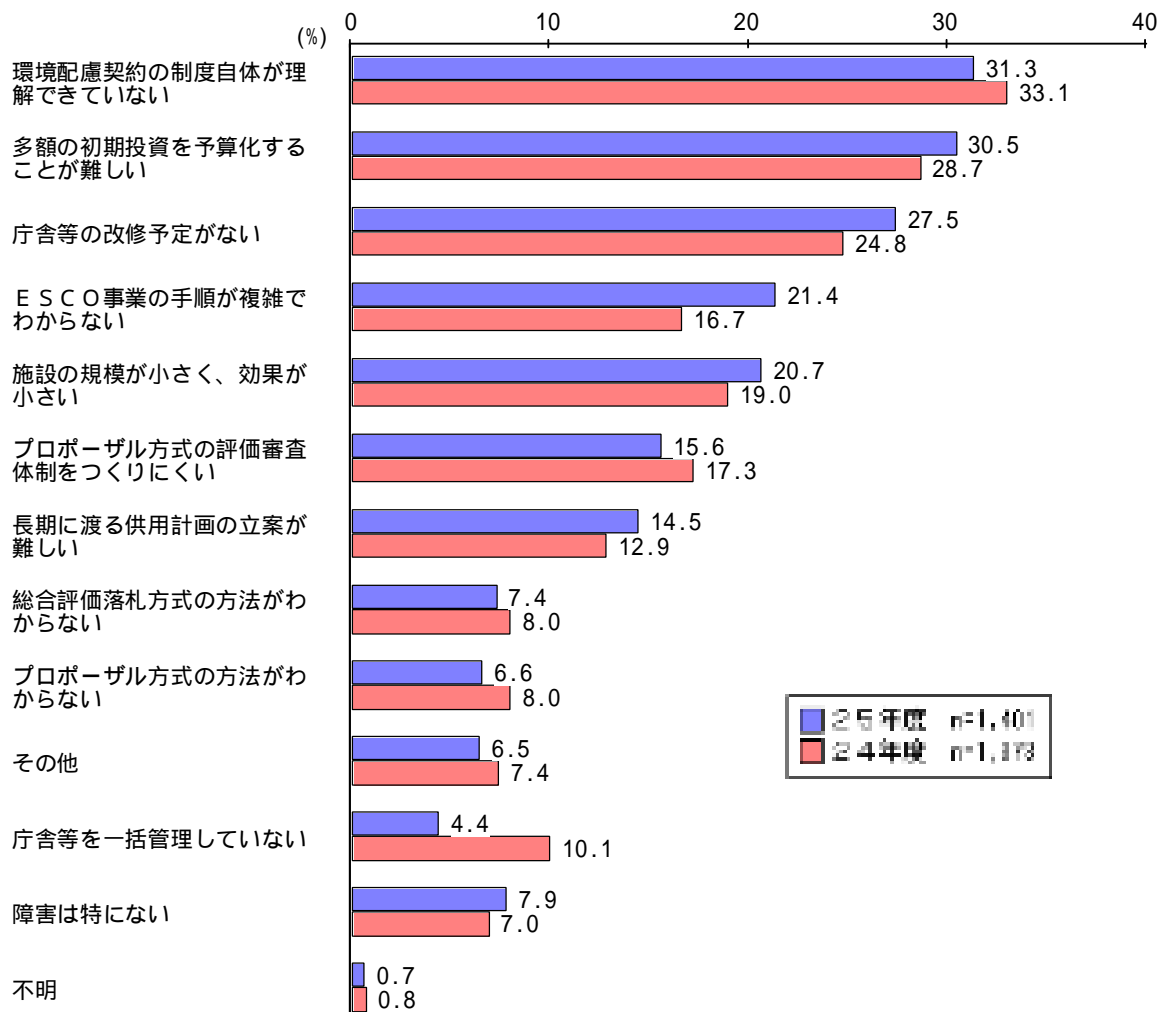


図14 「ESCO事業に係る契約」阻害要因

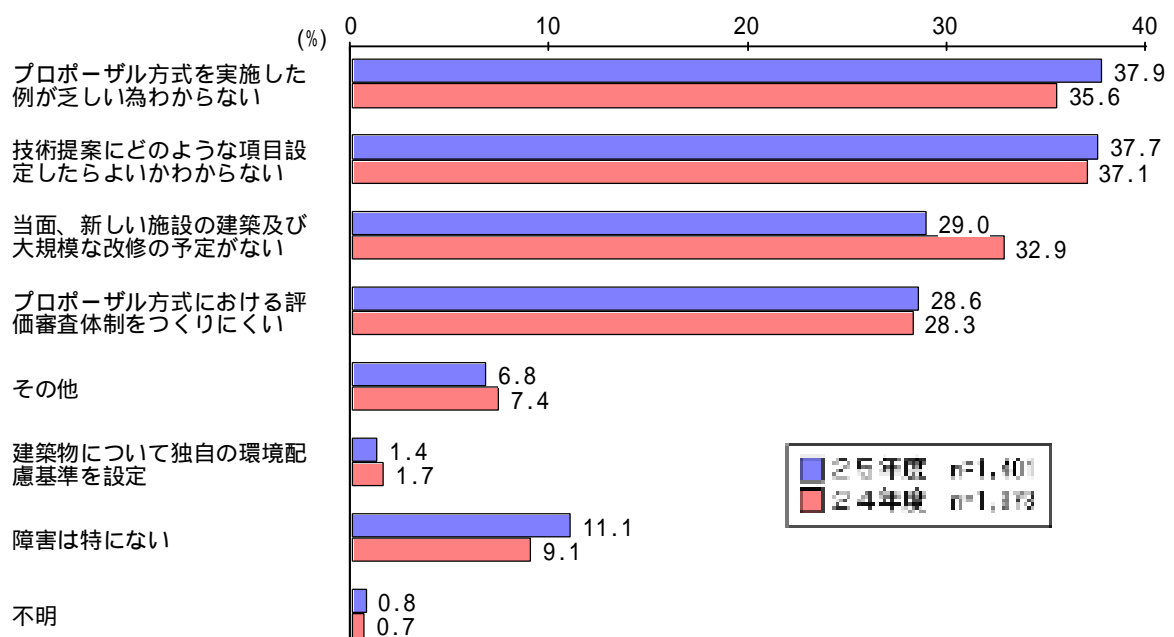


図15 「建築物の設計に係る契約」阻害要因

(5) 地方公共団体における環境配慮契約の進展のために必要な取組

環境配慮契約の取組進展のために必要な国の取組等は、以下のとおり。

- 他団体の取組状況や、環境負荷低減効果に関する情報提供ニーズが高く、手法としては「説明会の開催」が3割を超えている。今年度選択肢を追加した「雛形の作成・公開」は「マニュアル」と並んで高い。(図16参照)
- 他団体の情報でも「手順書・マニュアル」が8割超と高い。(図17参照)

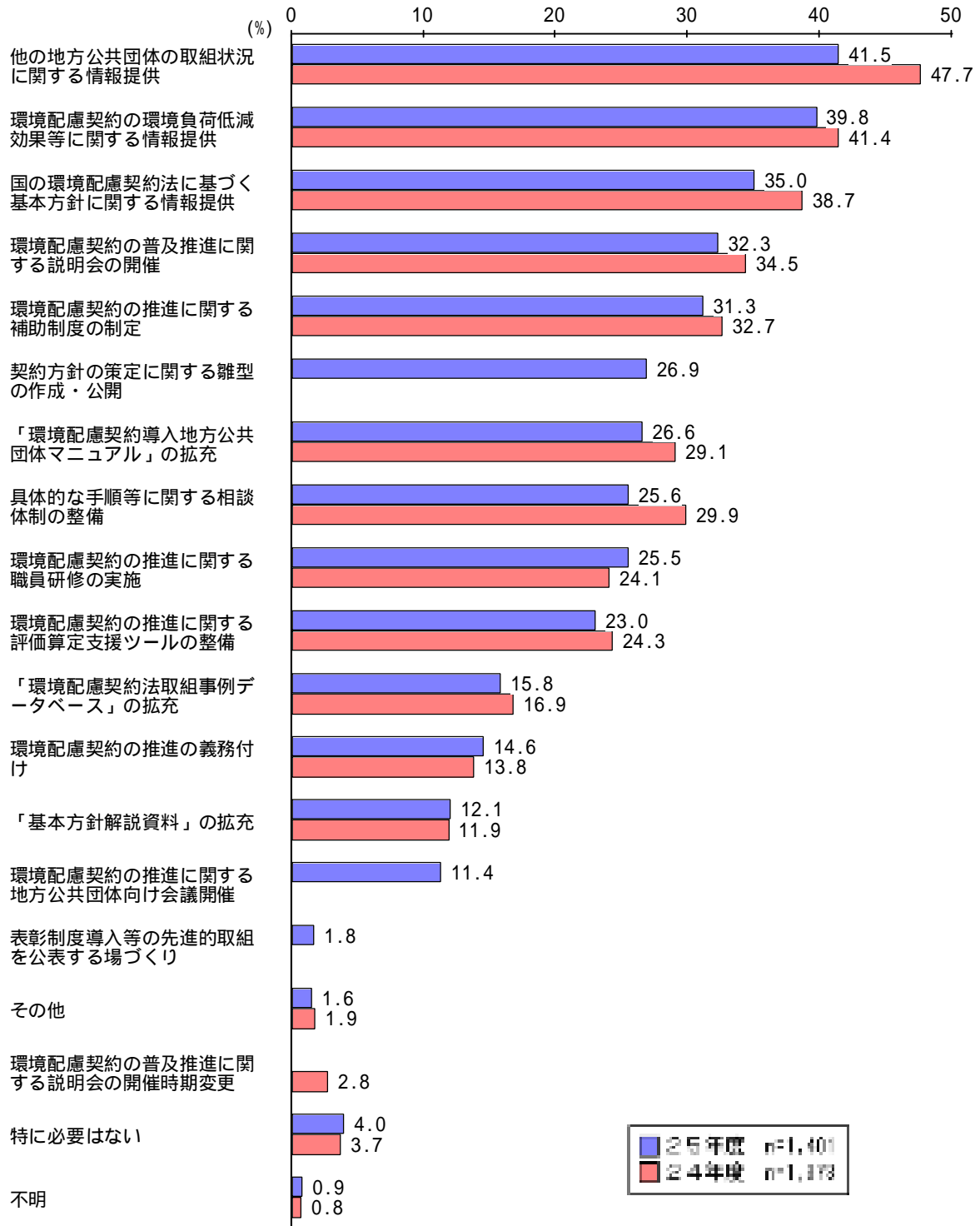


図16 「環境配慮契約」進展のため必要な国の取組

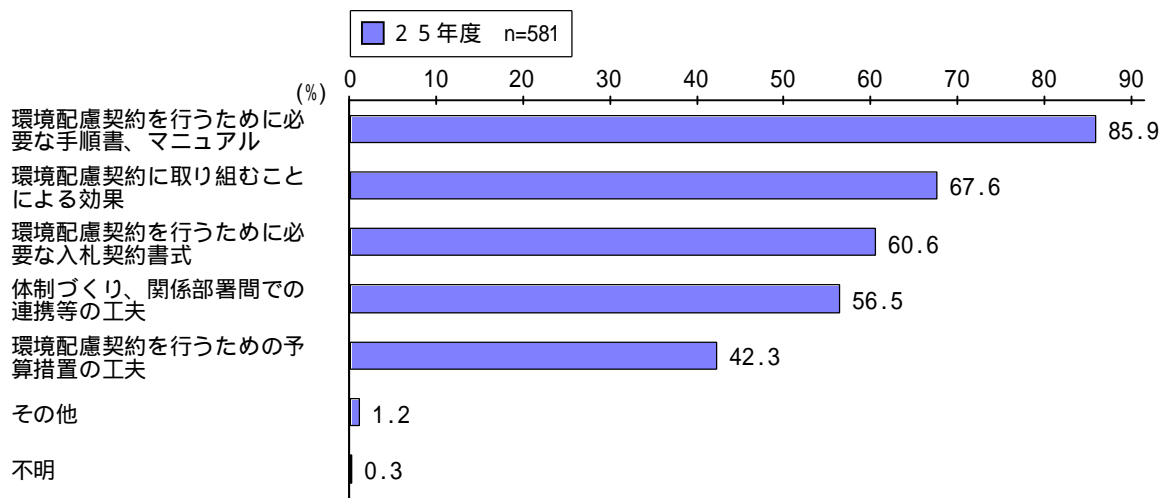


図17 必要と考える他の地方自治体の環境配慮契約の取組状況の情報